

令和2年度

宇佐市農業委員会
第9回(12月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第7回定例総会会議録

令和2年12月7日(月)午前10時より宇佐市役所25・26会議室において会長が第8回(11月)定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 熊瀬 紀彦 会長

1番	岡崎 憲一郎	委員	2番	志手 功	委員	3番	西 時行	委員
4番	菅原 維範	委員	5番	宮川 竹則	委員	6番	山本 惣市	委員
7番	河野 淳二	委員	8番	池田 雅彦	委員	9番	酒井 勝洋	委員
10番	下山 武男	委員	11番	河野 一雄	委員	12番	佐藤 浩一	委員
13番	今戸 輝明	委員	14番	矢野 匡一	委員	15番	東 功	委員
16番	野畑 佑昌	委員	17番	嶋 秀人	委員	19番	辛島 秀吉	委員

事務局

末宗局長、渡邊次長兼農政係総括、遠嶋農地係総括、農政係麻生主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第54号 非農地証明願について
議案 第55号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第56号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
報告 第28号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第29号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第9回12月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、熊瀬会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、8番 池田 雅彦 委員、15番 東 功 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の麻生主幹を指名いたします

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。議案第45号3条許可申請は15件で、地区毎の内訳は、長洲地区 使用貸借1件、3筆、2,967㎡、所有権移転2件、7筆、3,856㎡、宇佐地区 所有権移転1件、10筆、7,022㎡、駅川地区 所有権移転1件、1筆、148㎡、四日市地区 所有権移転9件、24筆、28,152㎡、安心院地区 所有権移転1件、1筆、737㎡となっております。

2ページをお開きください。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

3ページをお開きください。宇佐地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は2,672㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は8,507㎡です。

また、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】

使用貸借による権利設定です。

規模拡大を図る借り人の要望により権利設定をするものです。

借り人の現在の耕作面積は2,672㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

5ページをお開きください。宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

6ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、5,720.83㎡です。

7ページをご覧ください。四日市地区です。

番号1と2は同じ譲受人に関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

番号1は、譲渡人が高齢で労力不足のため、番号2は、親から子への、所有権移転です。

譲受人の現在の耕作面積は0.0㎡で、今回の申請により初めて経営農地の面積が下限面積を超えるため、「生産計画」「販売計画」「資金計画」が示された営農計画書を添付しています。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、20,600㎡です。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、22,371㎡です。

8ページをお開きください。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、10,114㎡です。

四日市地区 番号6 【議案書番号四日市6朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、12,618㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

四日市地区 番号7 【議案書番号四日市7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、8,800㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりません。

四日市地区 番号8 【議案書番号四日市8朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は26,420㎡です。

なお、申請地には基盤法による賃借権が設定されておりましたが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が出ておりま

す。

四日市地区 番号9 【議案書番号四日市9朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は8,526㎡です。

10ページをお開きください。安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

譲受人の現在の耕作面積は、22,696.57㎡です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和2年12月24日午前9時30分より、本庁25会議室において、農業委員5名中3名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1から3、宇佐地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和2年12月25日午前9時より、本庁23会議室において、農業委員7名中5名、農地利用最

適化推進委員13名中13名出席のもと開催いたしました。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1、四日市地区番号1から9について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和2年12月23日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」安心院地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、農地法第3条第2項に規定する、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域との調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ただ今の事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第51号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請につい

て」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局

議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第52号4条許可申請は2件で、地区毎の内訳は、
長洲地区 1件、1筆、62㎡、四日市地区 1件、1筆、314㎡
となっています。

1 1ページをお開きください。

議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定によ
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

1 2ページをお開きください。長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

進入路用地としての転用です。

昭和60年頃に進入路用地として整備し、使用していた案件で
す。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請者
からは、このことについて深く反省している旨の始末書が提出さ
れています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団
の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該
申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の
周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地など
もないことから許可することができるものと考えます。

1 3ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

農業用施設用地としての転用です。

農地法施行以前の大正9年頃に牛舎として建設され現在は農業
用倉庫として利用されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等
として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地
で、農用地区域に該当すると考えます。当該申請に係る事業目
的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目
的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許
可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準
運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべ
てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 　はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」
長洲地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できました。なお、長洲地区番号1は、始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりで申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　駅川・四日市地区をお願いします。

西地区審会長 　はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」

四日市地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ただ今の事務局説明及び地区審議会からの説明について、

発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第52号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第53号5条許可申請は14件で、使用貸借による権利設定1件、賃貸借による権利設定1件、所有権移転12件となっています。地区ごとの内訳は、長洲地区、所有権移転2件、2筆、696㎡、宇佐地区、所有権移転1件、1筆、1,424㎡、駅川地区、所有権移転5件、6筆、7,797㎡、四日市地区、所有権移転3件、8筆、1,136㎡、安心院地区、使用貸借1件、1筆、545㎡、賃貸借1件、2筆、1,463㎡、院内地区、所有権移転1件、1筆、287㎡となっています。

14ページをお開きください。

議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦

15ページをお開きください。長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、分譲宅地1区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

平成12年頃から農機具置場として整備し、使用していた案件です。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請

者からは、このことについて深く反省している旨の始末書が提出されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができるものと考えます。

16ページをお開きください。宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

太陽光発電施設用地としての転用で、6区画、太陽光パネル288枚、125.28kwを発電する施設を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができるものと考えます。

17ページをご覧ください。駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅木造平屋建4棟、建築面積336㎡を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

太陽光発電施設用地としての転用で、1区画、太陽光パネル318枚、100.17kwを発電する施設を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

太陽光発電施設用地としての転用で、4区画、太陽光パネル288枚、125.28kwを発電する施設を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。

太陽光発電施設用地としての転用で、4区画、太陽光パネル272枚、84.32kwを発電する施設を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号5【議案書番号駅川5朗読】

売買による所有権移転です。

太陽光発電施設用地としての転用で、4区画、太陽光パネル272枚、84.32kwを発電する施設を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

19ページをお開きください。四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、分譲宅地3区画を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場用地としての転用で、申請者が役員を務める病院の職員用駐車場13台分を整備する計画です。

なお、現在の所有者が砂利を敷き詰めており、このことについて深く反省している旨の始末書が提出されています。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場用地としての転用で、譲受人が管理する集合住宅及び店舗の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当

すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

20ページをお開きください。安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

20年間の賃借権の設定です。

資材置場用地への転用で、建設用資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

30年間の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造平屋建1棟、建築面積123.12㎡を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

21ページをご覧ください。院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場及び駐車場用地としての転用で、農業用資材置場と駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」長洲地区番号1と2、宇佐地区番号1について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できました。なお、長洲地区番号2は始末書が添付された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりで、申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1から5、四日市地区番号1から3について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できました。なお四日市地区番号2は始末書が添付された案件となっていますが、経緯については事務局から説明があったとおりで、申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」

安心院地区番号1と2、院内地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準としては、「農地のすべてを確実に事業の用に供すること」として事業者の資力・信用があること、転用の妨げとなる者等はいないこと、申請に係る用途に遅滞なく供すること、計画面積の妥当性等について、さらに「周辺の営農条件に悪影響を与えないこと」として土砂の流出等災害を発生させるおそれはないこと及び農業用排水施設の機能に支障が生じないことなどが確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり許可することに
決定いたしました。

次に議案第54号「非農地証明願について」を、議題に供しま
す。

なお、本議案は5番 宮川 竹則 委員にかかわる案件がござい
ます。よって宇佐市農業委員会会議規則第26条の規定により議
事参与が制限されますので、5番 宮川 竹則 委員は、退席を
お願いいたします。

(5番 宮川 竹則委員 退席)

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第54号非農地証明願は、10件で、地区ごとの内訳は、駅川
地区2件、3筆、775㎡、四日市地区4件、8筆、3,169㎡、安心
院地区4件、8筆、8,997㎡となっています。

22ページをお開きください。

議案第54号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証
明の願出があったので審議を求める。

令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
23ページをお開きください。駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和62年2月9日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

昭和29年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和58年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和60年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

農地法施行以前の昭和2年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

農地法施行以前の昭和15年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和60年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和55年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

昭和35年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号4 【議案書番号安心院4朗読】

昭和35年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
　　駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 　はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
　　議案第54号「非農地証明願について」
　　駅川地区番号1と2、四日市地区番号1から4について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
　　申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。
　　非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 　はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
　　議案第54号「非農地証明願について」
　　安心院地区番号1から4について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
　　申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。
　　非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
　　ただ今の、事務局説明及び地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議 長 　よろしいですか。それでは採決いたします。
　　議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議案第54号は原案のとおり証明書を発行

することに決定いたしました。

議事が終了しましたので、5番 宮川 竹則 委員に対する
議事参与制限を解除いたします。

(5番 宮川 竹則 委員 着席)

議長 次に、議案第55号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 28ページをお開きください。
議案第55号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より
別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があつたので審議を求める。

令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
29ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、30ページ以降のようになっております。

続きまして、41ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、42ページ以降のようになっております。

続きまして、65ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 詳細な説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第55号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利

利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第55号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第55号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであること、それぞれ利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後において、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」を満たすことなどが確認できました。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合するものと意見決定しました。”

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。
次に、議案第56号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 71ページをお開きください。
議案第56号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第101号）第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より依頼があったので審議を求める。

令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
72ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、73ページ以降のようになっております。

農用地利用集積計画（案）で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画（案）にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

河野地区審会長 はい、議長。7番河野です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第56号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見に

ついて」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、宇佐地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

西地区審会長 はい、議長。3番西です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第56号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、四日市地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

佐藤地区審会長 はい、議長。12番佐藤です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第56号「宇佐市農用地利用配分計画（案）に対する意見について」

農用地利用配分計画の内容について審議いたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により市長より依頼がありました、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画（案）について、当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただ今の、事務局説明及び各地区審議会からの報告について、発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第56号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第56号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第28号と第29号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
93ページをお開き下さい。
報告第28号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による
届出については受理したので、ここに報告する。
令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は94ページからの7件がございました。
地区別の内訳は、長洲地区 相続設定2件、4筆、4,710㎡、宇
佐地区 相続設定1件、8筆、9,758㎡、四日市地区 相続設定
1件、2筆、1,236㎡、安心院地区 相続設定1件、18筆、14,755
㎡、院内地区 相続設定2件、19筆、8,986㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確
認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしまし
た。
101ページをお開き下さい。
報告第29号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解
約通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知
があったので、ここに報告する。
令和3年1月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 熊瀬 紀彦
内訳は102ページからの17件がございました。地区毎の内訳
は、長洲地区2件、12筆、11,732㎡、四日市地区13件、36筆、
38,744㎡、安心院地区2件、10筆、12,454㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含
め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたし
ました。以上で報告の説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告第28号と29号について、質問、意見等ござい
ましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いしま
す。

(発言なし)

議長 長 質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議
案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいた
します。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 来月1月の令和2年度第10回定例総会は、2月5日金曜日、午前10時から本庁23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、
宇佐市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

午前11時20分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和3年1月5日

議 長 _____ (印)

署名委員 _____ (印)

署名委員 _____ (印)